

令和4年度事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

1. 事業実施状況

(1) 概況

当財団は、金融、証券及び保険の各業務分野において広く国民一般の保護・支援のために行われる公益的諸施策に対して助成を行っている。

令和4年度における助成事業は、コロナ感染症の影響の残るなか、

- ① 最近の重要なテーマである金融経済教育については、各世代に馴染みやすい媒体を意識しつつも、必要な局面ではWEB等も活用し、引き続き積極的・効率的に展開すること
- ② その中でも、成年年齢引下げや新学習指導要領の実施により、学校教育での金融経済教育の一層の充実が求められており、これを適切にサポートすること、
- ③ 新たな手口も加わり多発を続ける特殊詐欺等の金融犯罪防止や、多重債務防止のため、より有効な啓発活動を工夫・模索しつつ積極的に展開すること、
- ④ 苦情・トラブルに関する相談活動について、金融ADR制度の下で、WEB方式を利用し、関係者の安心を確保しつつ、丁寧な事情聴取を行い、顧客の立場を十分尊重した和解案の提示に繋げていくこと、

等に重点を置いて実施した。

(2) 助成実績および助成対象事業等

令和4年度は、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人生命保険協会、公益財団法人生命保険文化センターおよび一般社団法人日本損害保険協会に対し、総額181百万円の助成を行った(前年度実績比では、8.06百万円の増加)。このうち、特定費用準備資金の取崩による助成分については、12.26百万円となった。

各団体別の助成額ならびに助成対象事業およびその主な内容等は以下の

とおり。

イ. 一般社団法人全国銀行協会…153.3 百万円

① 金融に関して行う国民一般に対する公益的広報活動…115.3 百万円

—— 最重要テーマの一つである金融経済教育については、利用者が自らの頭で考えながら主体的に学べる教材を、幅広い手段を通じて、引き続き効率的・積極的に展開。また、新たな手口も加わり多発を続ける特殊詐欺等金融犯罪の未然防止や、多重債務防止のための啓発活動についても、より有効な手段を工夫・模索しつつ実施。こうした一連の広報活動に対し、特定費用準備資金の一部を取り崩し、助成（11.28 百万円）

② 金融に関する取引上の苦情・トラブル対応を含む相談活動

…24 百万円

—— 「あっせん委員会」において、受理した事案について、個別事情を丁寧に聴取しつつ、申立人の立場を十分に尊重した和解案の提示に繋げていくよう注力。また、WEB会議システムを活用し、遠隔地在住の申立人に対する利便性にも配慮。

③ 金融に関する取引・信用秩序維持並びに環境整備のための公益的事業活動…4 百万円

—— 不測の巨大地震等に備えた業務継続態勢の整備等、具体的な課題や施策に関する調査・研究を実施。

④ 金融に関する調査研究活動…10 百万円

—— 協会内設置の「金融調査研究会」および「金融法務研究会」において、金融理論・金融制度に関する諸問題および法理論・法秩序の構築等に関する調査・研究を継続。

ロ. 一般社団法人信託協会…3.45 百万円

① 信託に関して行う国民一般に対する公益的広報活動…0.85 百万円

—— ホームページ・刊行物等を通じ、信託に関する実践的な情報提供を推進。信託オープンセミナーも、コロナ感染症の影響下、オンラインを活用し実施した。こうした一連の広報活動に対し、特

定費用準備資金の一部を取り崩し、助成（0.08 百万円）

- ② 信託に関する取引上の苦情・トラブル対応を含む相談活動…0.2 百万円
 - 「信託相談所」において、信託利用者からの相談・苦情に適切に対応。
- ③ 信託に関する調査研究活動…2.4 百万円
 - 協会内設置の「信託法務研究会」、「信託税制研究会」および「信託経済研究会」において、信託制度の一層の普及・発展につながる研究を継続するとともに、信託の学問的研究を志す若手人材を育成するため、優れた研究テーマに対し奨励金の贈呈を引き続き実施。

ハ. 一般社団法人生命保険協会…14.1 百万円

- 生命保険に関する取引上の苦情・トラブル対応を含む相談活動…14.1 百万円
 - 「裁判審査会」において、受理した案件すべてについて事情聴取を肌理細かく実施し、申立人の立場を十分斟酌した和解提案を積極的に実施。また、遠隔地在住の申立人については、テレビ会議システムを一段と活用。
さらに、統計機能強化、案件管理機能の強化等の観点から既存の 3 システムの統合を実施。

ニ. 公益財団法人生命保険文化センター…6.7 百万円

- ① 生命保険に関して行う国民一般に対する公益的広報活動…5.7 百万円
 - 消費者の生活設計に合った生命保険を選択・利用できるよう、ホームページや刊行物を通じた情報提供を引き続き推進。また、ニーズの高まっている「生命保険実学講座」（中・高・大学生向け）については、特に高校生を中心に対面で積極的に展開。こうした一連の広報活動に対し、特定費用準備資金の一部を取り崩し、助成（0.56 百万円）
- ② 生命保険に関する調査研究活動…1.0 百万円
 - 生命保険分野における研究者の育成を図るため、若手（大学院

生から准教授クラス)に加え、教授クラスも対象にし、有望な研究テーマに対し助成金を支給。

ホ. 一般社団法人日本損害保険協会…3.45 百万円

- 損害保険に関して行う国民一般に対する公益的広報活動…3.45 百万円
 - 学校での損害保険教育をサポートする観点から、高等学校向け ICT 教材の提供、教員向けの刊行物や動画を作成するほか、大学での講座や一般向け講演会にも、オンライン・動画などを活用しながら積極的に実施。こうした一連の広報活動に対し、特定費用準備資金の一部を取り崩し、助成 (0.34 百万円)

* 特定費用準備資金取崩額は千円単位を四捨五入して表記

令和4年度助成実績等

(単位：百万円)

助成対象団体		事業名	当初計画	実績	
金 融	全国銀行協会	金融に関して行う国民一般に対する公益的広報活動	115.3	115.3	
		金融に関する取引上の苦情・トラブル対応を含む相談活動	24.0	24.0	
		金融に関する取引・信用秩序維持並びに環境整備のための公益的事業活動	4.0	4.0	
		金融に関する調査・研究活動	10.0	10.0	
	計		153.3	153.3	
保 険	信託協会	信託に関して行う国民一般に対する公益的広報活動	0.85	0.85	
		信託に関する取引上の苦情・トラブル対応を含む相談活動	0.2	0.2	
		信託に関する調査研究活動	2.4	2.4	
	計		3.45	3.45	
	金融計		156.75	156.75	
保 険	生命保険協会	生命保険に関する取引上の苦情・トラブル対応を含む相談活動	14.1	14.1	
		計	14.1	14.1	
	生命保険文化センター	生命保険に関して行う国民一般に対する公益的広報活動	5.7	5.7	
		生命保険に関する調査研究活動	1.0	1.0	
		計	6.7	6.7	
	日本損害保険協会	損害保険に関して行う国民一般に対する公益的広報活動	3.45	3.45	
		計	3.45	3.45	
保険計			24.25	24.25	
助成金計 (うち特定費用準備資金取崩による助成分〈千円単位四捨五入〉)			181.0 (12.26)	181.0 (12.26)	

2. 会議の開催状況等

(1) 理事会の状況

第 46 回理事会 令和 4 年 5 月 20 日

(第 1 号議案) 令和 3 年度の事業報告および決算報告等承認の件

(第 2 号議案) 「顧問に対する報酬等及び費用に関する規程」制定の件

(第 3 号議案) 第 37 回評議員会（定時評議員会）実施の件

<結 果>

いずれも原案どおり可決された。

(報告事項) 理事長からの職務執行状況報告

第 47 回理事会 令和 4 年 11 月 8 日

(議 案) 第 38 回評議員会実施の件

<結 果>

原案どおり可決された。

(報告事項) 理事長からの職務執行状況報告

第 48 回理事会 令和 5 年 3 月 14 日

(第 1 号議案) 令和 5 年度事業計画に関する件

(第 2 号議案) 令和 5 年度収支予算に関する件

(第 3 号議案) 特定費用準備資金開設に関する件

(第 4 号議案) 第 39 回評議員会実施の件

<結 果>

いずれも原案どおり可決された

(報告事項) 理事長からの職務執行状況報告

(2) 評議員会の状況

第 37 回評議員会 令和 4 年 6 月 7 日 決議の省略（提案理事 原 徹）

(第 1 号提案) 令和 3 年度の事業報告および決算報告等承認の件

(第 2 号提案) 「役員及び評議員に対する報酬等並びに費用に関する規程」
改正の件

(第 3 号提案) 評議員選任の件

(第 4 号提案) 監事選任の件

<結 果>

いずれも原案どおり可決された。

第 38 回評議員会 令和 4 年 11 月 16 日 決議の省略 (提案理事 原 徹)

(提案) 評議員選任の件

<結 果>

原案どおり可決された。

第 39 回評議員会 令和 5 年 3 月 22 日 決議の省略 (提案理事 原 徹)

(第 1 号提案) 令和 5 年度事業計画に関する件

(第 2 号提案) 令和 5 年度収支予算に関する件

<結 果>

いずれも原案どおり可決された。

3. 事業報告の附属明細書

令和 4 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項なし。

以 上